

被扶養者認定について

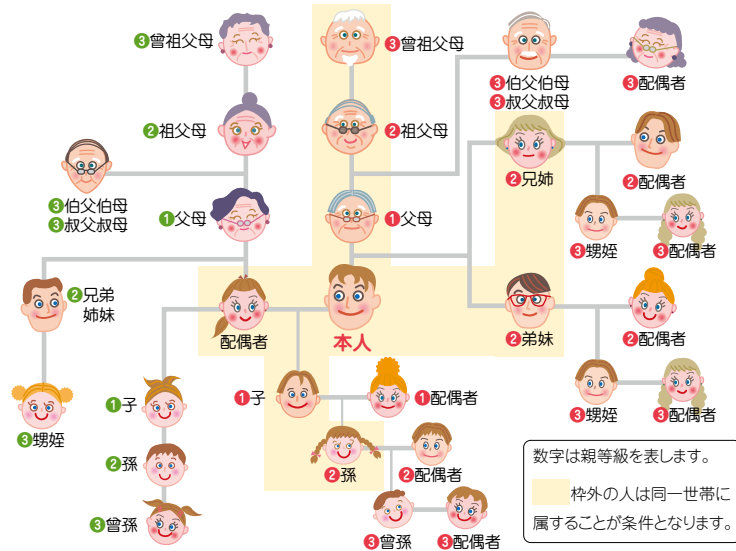
健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族も一定の条件を満たしている場合は「被扶養者」として認定され、家族等が保険料を負担しなくても保険給付が受けられます。家族が増えたときや減ったときは、**事由発生時から5日以内に『被扶養者異動届』を勤務先の事業所を経由して**当組合に提出してください。

家族が増えたとき

結婚、出産等で新たに家族が増えたときは、主として被保険者の収入により生計維持されていて、右図のように三親等内の親族の範囲であれば被扶養者となることができます。

なお、収入を確認できるものや住民票等の関係書類を添付していただく場合がありますので、手続きする前に必ず勤務先の健康保険担当者様に相談または当組合にご確認ください。

■ 被扶養者の範囲図(3親等内の親族)



収入基準額

- 同一世帯の場合は、年収130万円※1未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。
- 別居の場合は、年収130万円※1未満で、被保険者からの仕送り額よりも少ないこと。

※1：60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円。

19歳以上23歳未満※2(被保険者の配偶者を除く)の場合は150万円。

※2：19歳以上23歳未満の年齢要件の判定については、所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日時点の年齢で判定いたします。(注：年齢は民法上、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されることにご留意ください。)

収入の範囲と年収の基本的な考え方はこちら



国内居住要件

被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有するもの、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものに限定されています。ただし、日本国内に住所を有しない場合であっても、留学や単身赴任の帯同など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合については被扶養者として認められます。

家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が、下記のような理由等により被扶養者の認定条件から外れたときは、**事由発生後すみやかに『被扶養者異動届(削除)』を勤務先の事業所を経由して**当組合へ提出してください。(資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の発行がある場合は併せて返却してください。)

● こんなときは被扶養者ではなくなります ●

- 就職して勤務先の健康保険等の被保険者となったとき
- 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
- 離婚したとき
- 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
- 同居が条件の被扶養者が別居したとき
- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 亡くなったとき
- 夫婦共働きで子どもを扶養しているが、配偶者の収入が自分の収入を上回ったとき

※届け出は子どもを配偶者の被扶養者にしてから行う

被扶養者資格を喪失した後に当組合の資格確認書等を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7～8割)や支給した保険給付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

また、届出が遅れますと、当組合が高齢者医療制度等へ支払う支援金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、結果、皆さまの保険料負担の増加につながります。

組合財政の健全化のため、届出は速やかにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

パート・アルバイト等で働いている被扶養者がいる方へ

下記の①～④全てに当てはまる場合、勤務先の健康保険組合に加入となり、当組合の被扶養者資格はなくなるため、扶養削除手続きが必要となります。

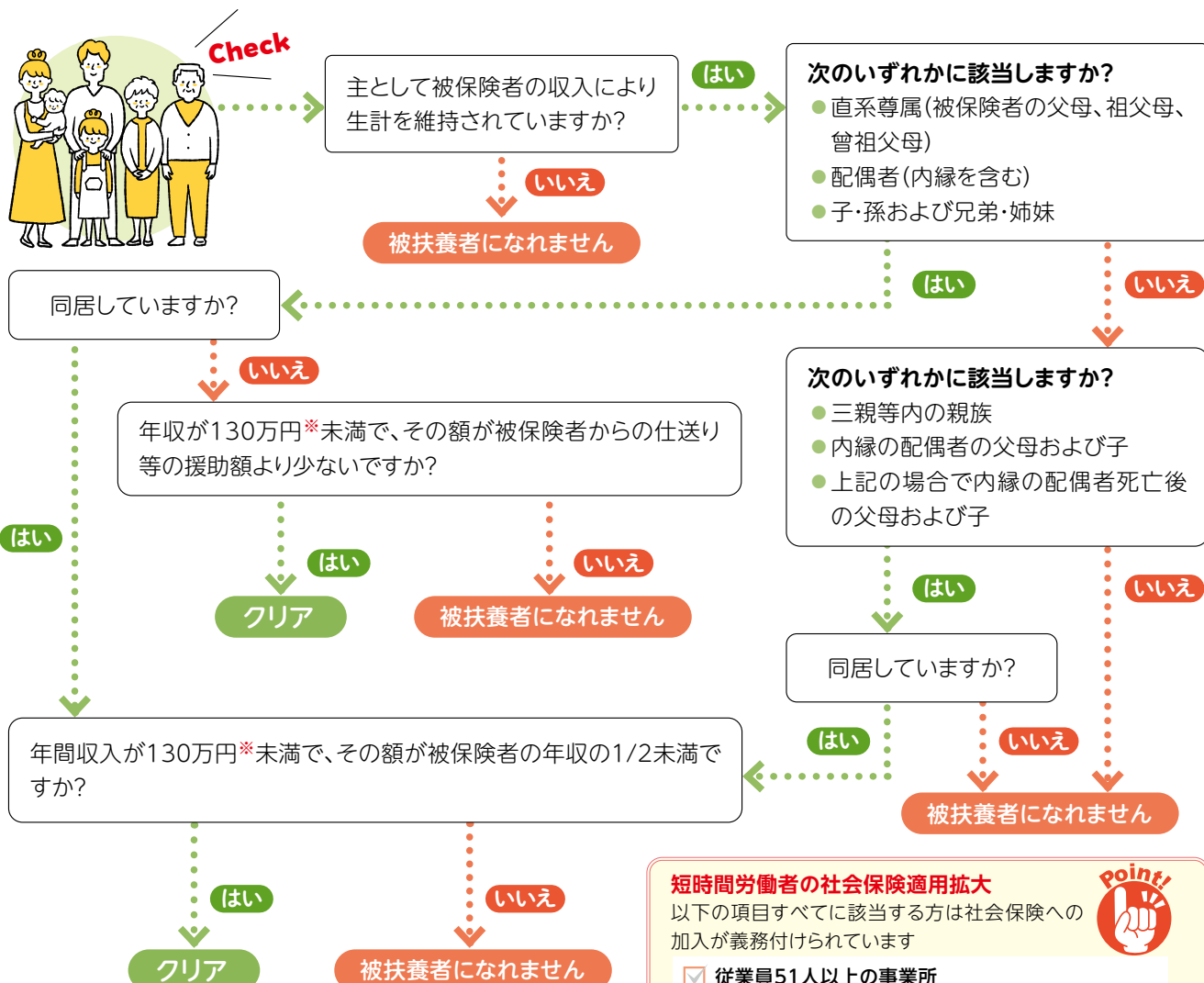
- ① 従業員51人以上の事業所
- ② 週の所定労働時間が20時間以上
- ③ 雇用期間が2ヵ月以上の見込み
- ④ 学生でないこと(休学中や夜間学生は加入対象となります)

健康保険の加入対象となるかどうかは、被扶養者の勤務先にお問合せください。

「130万円の壁」対応(年収の壁・支援強化パッケージ)について

被扶養者の年収が130万円以上となった場合、扶養から外れることとなっていますが、令和5年10月20日から、パート・アルバイト等で勤める人について、**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な増収であれば、連続して2年までは扶養にとどまれることとなりました。**被扶養者の資格を維持するには、事業主側によるその旨の証明と当組合による認定が必要です。なお、基本給の変更などで年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となる場合は、従来通り扶養から外れます。詳細は当組合までお問合せください。

✓ ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



※ 60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円。
19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の場合は150万円。

短時間労働者の社会保険適用拡大

以下の項目すべてに該当する方は社会保険への加入が義務付けられています

- ☒ 従業員51人以上の事業所
- ☒ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☒ 雇用期間が2ヵ月以上の見込み
- ☒ 学生でないこと ※休学中や夜間学生は加入対象となります。

パート等の勤め先の被保険者となった方は、被扶養者としての加入資格はありません。

* 被扶養者認定は、当組合が総合的に判断します *

被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定します。